

2024年7月

2024年度中に認定の取得を希望されるお客さまへ

平素は、弊社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2024年6月28日に「[2024年度中の再エネ特措法に基づく認定の申請にかかる期限日について](#)」が資源エネルギー庁より公表されたことを踏まえ、2024年度中に認定の取得を希望される低圧再エネの申込について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 低圧再エネ申込みのご提出時期

2024年度中に認定の取得を希望される場合は、国の審査期間を考慮した上で認定申請を行う必要があります。資源エネルギー庁より、発電設備の出力区分毎の認定申請期限日が公表されたことから、2024年度中の認定取得を希望される低圧再エネ申込みについては、以下の申込期限日までにお早目にお申込みいただきますようお願いいたします。

発電設備	弊社への申込期限日
太陽光 10kW 以上 50kW 未満*・風力・水力・地熱・バイオマス	2024年10月11日（金）
太陽光 10kW 未満	2024年11月1日（金）

※ 屋根貸し全量太陽光についても、2024年10月11日（金）までにご提出をお願いいたします。

2 留意事項

- 弊社は、お申込みがご提出された時点から、系統連系に関する技術検討等の手続きを開始します。弊社設備上の容量確保、工事内容および工事費用につきましては、技術検討実施後に確定いたしますので、ご留意くださいますようお願いいたします。
- お申込みは、インターネット申込でのご提出をお願いいたします。詳細および必要書類につきましては[こちらから](#)ご確認ください。ご不明な点がございましたら、お近くの[弊社窓口](#)までお問い合わせください。
- 申込期限日までにお申込みをいただいたとしても、混雑状況や申込いただいた場所・条件等によっては、認定申請期限日までに接続契約を締結できかねる場合がございますので、申込書類一式が整い次第、速やかに提出をお願いいたします。
- 必要事項の不足や不整合などで、弊社の受付および設計が実施できない場合は、原則としてお申込みを一旦お返しさせていただきますので、申込期限日までに再度お申込みいただきますようお願いいたします。必要書類や必要事項は、[「低圧発電設備の接続申込みにおける必要事項について」](#)をご確認ください。

以上